

加盟国当局向け：

透明性の方針に関するインフォメーション・シート

IMF は透明性の方針の下に、加盟国の一般市民が IMF の見解や所見に容易にアクセスできるようにすることで、IMF の助言に関する公の議論への情報提供の充実を図り IMF の影響力を高めることを目指しています。また、IMF の活動を外部の厳しい監視の下に置き、サーベイランス（政策監視）及び IMF 支援プログラムの質を高めていきます。さらに、IMF の説明責任の向上に努め、IMF の正当性を強化するなど、IMF の有効性の向上を目指しています。

透明性の原則。 IMF の透明性に関する方針は、開示を差し控えるに足る十分かつ具体的な理由がない限り、文書及び情報の適時開示に努めます。同時にこの原則は、加盟国に関する文書の公開の自主性を尊重しています。

透明性の方針の主な特徴

- **対象範囲。** 理事会の協議用もしくは理事会向け情報として作成された加盟国に関する文書を対象とします。スタッフ・ディスカッション・ノートやワーキング・ペーパーといった理事会以外を対象としたその他の加盟国に関する文書については、当該国当局及び IMF マネジメントの合意をもって公開することができます。その他の文書（技術支援に関する報告書や評価文書など）は、別の方針に準拠します。
- **加盟国に関する文書の公表は「任意としながらも同意を前提」とする。** 「任意」とは、加盟国に関する文書の公表には当該国の同意を必要とすることを示しています。一方「前提とする」とは、IMF によるこうした文書の公開に同意するよう、IMF は各加盟国に奨励していることを示します。
- **スタッフレポートは、交渉不可能。** IMF の報告書は、スタッフの独立した率直な見解を示すもので、草稿の段階で加盟国当局に開示されることはありません。スタッフは報告書を慎重に作成しますが、加盟国当局の見解に対する誤った解釈や市場の深刻な負の反応を防ぎ、また政策の実施を揺るがすことがないように、修正を行うことができます（下記「修正：訂正と削除」を参照）。
- **極秘情報。** スタッフ（及びマネジメント）は、理事会に対し、サーベイランスの実施と IMF 支援プログラムに関する決定を行ううえで必要な、あらゆる情報を開示しなければなりません。このような情報とは、IMF のサーベイランス或いは金融支援に関係する分野での加盟国当局の政策の位置づけや計画が挙げられますが、たとえば、当局との非公式協議で仮定として議論されている措置は通常除外されます¹。これらについては、理事会に報告されません。
- **開示の意思。** 加盟国関係文書については、反対しないという前提のもと（ノン・オブジェクション）、大半の加盟国が開示に合意しています。これはすなわち、加盟国当局が、文書の公開に反対、或いは理事会の関連協議の終了以前にこれを検討するうえで更なる時間が必要

¹非公式協議で得られた仮定的な措置に関する情報は、ある時点でサーベイランスや IMF 支援プログラムにとり極めて重要と判断された場合、理事会との共有が求められる可能性もある。

な場合を除き、文書はその後直ちに公開されることを表しています。加盟国は、IMF に通知しノン・オブジェクション・ベースの手順を選択しないこともできます。その場合、理事会の関連協議或いは一定の期間ベースの自動的決定（LOT）から 28 日以内に開示に関する決定を通知することが期待されています。ただし、この期間を過ぎても、開示に関する最終決定を通知することができます。

- **あらゆる IMF 資金及び PSI の活用に関する情報の公開の前提は一段と高く設定。** IMF 資金へのアクセス或いは政策支援インストルメント（PSI）を要請する加盟国には、関連するスタッフレポートの理事会への提出以前に、この報告書の開示に合意する旨通知することが期待されています。関連スタッフレポートの開示を行わないとする加盟国の判断は、加盟国の要請承認の奨励をめぐるマネジメントの決定に影響する可能性があります。なかでも、加盟国が関連するスタッフペーパーの開示に明確に合意しない場合、専務理事は通常理事会に対し以下の要請の承認の奨励を差し控えます。（1）一般資金勘定（GRA）もしくは貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金へのアクセス、（2）HIPC 信託基金の下での IMF の資金へのアクセス、（3）PSI を通した支援。
- **プレスリリースは、理事会協議の終了或いは LOT 決定の受け入れ前に、当該加盟国が反対の意思を表明しないかぎり、公表されます。** プレスリリースは、簡潔な導入部分と関係する理事会協議の要約から構成されています。IMF 資金を利用する場合には、議長の声明を含んだプレスリリースを公表します。

公開のタイミング

- **即時公開。** ほとんどのスタッフレポートが公開されている現在、IMF では、即時公開に向けた取り組みを進めています。情報が古くならないよう理事会開催日から 14 日以内（或いはレポートの提出から 28 日以内：より日にちが近いほうを選択）に公開するとしています。公開までに理事会開催日から 90 日以上かかった場合は、IMF の外部向けホームページの「最新情報」セクションに掲載されません。
- **28 日目に事実に基づく声明を公表。** カントリーペーパーもしくはプレスリリース²が理事会開催日から 28 日以内に公表されない場合、IMF は当局の公開の意思を明示しながら、定められた日に理事会の議論が行われたことを確認する、簡潔な事実に基づく声明を公表することになっています³。

修正：訂正と削除

- **修正の要請のタイミング。** 報告書の提出後できるだけ早いタイミングで、遅くとも理事会の関連協議開催の 2 業務日前に、理事会開催日までに必要な修正が全て行えるよう、要請を提出することが求められます。それ以後に提出した場合も要請を検討しますが、削除要請につ

² IMF 資金の利用或いは PSI の場合、加盟国がプレスリリースの公表に同意していない場合、理事会開催日の直後に簡潔な事実に関する声明を公表する。

³ しかし、加盟国は IMF に対し（1）開示をめぐる決定を行うまでに、または削除について IMF に同意するか否か決定するまでにさらに時間が必要である、或いは（2）より広くは、自らに関する文書の公開は明確な同意をもってのみ行われるべきとする、といった点について通知することができる。

いては、通常、遅くとも (1) 理事会が当該文書を協議してから 7 暦日、(2) 理事会に文書が提出されてから 21 暦日までには (より日にちが近いほうを選択) 提出すること求められます。

- **修正の判断基準。** 透明性の方針は、文書の修正について明確な判断基準を設けています。削除は、削除箇所が「市場に極めて大きな影響を及ぼす」、或いは政策の意図の時期尚早な公表と判断される場合のみ行われます。訂正は、事実誤認、タイプミス、当局の見解の誤った解釈、もしくは明らかに曖昧であった場合のみに行われます。削除・訂正ともに、最低限にとどめることが求められています。
- **不一致の解決。** 加盟国の削除の要請について、専務理事と加盟国の間で意見に大きな隔たりがある場合は、当該国当局、もしくは当該加盟国を代表する選出・任命理事、あるいは当該国が指名した理事が、これを理事会に委ねることができます。マネジメントが、削除により評価全体或いは IMF の信頼性が損なわれると判断した場合、マネジメントは理事会に対し文書を公表しないよう提言することになります。